

紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業

優先交渉権者選定基準

平成27年10月

岩手県 紫波町

紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業

優先交渉者選定基準

目 次

1	総則.....	1
2	優先交渉権者選定の方法.....	1
3	優先交渉権者選定の進め方.....	1
4	審査委員会の設置.....	4
5	非価格要素審査の点数化方法及び評価値の算出方法.....	4

1 総則

紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）は、紫波町（以下「本町」という。）が紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、紫波町汚泥再生処理センター建設・運営プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目を定めるものである。

また、選定基準は、本事業に参加するものに配付する募集説明書等と一体のものである。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定方法は、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、公募型プロポーザル方式とする。

本事業は、し尿処理場に位置付けされる施設を、現紫波、稗貫衛生処理組合用地に新規に建設し、維持管理・運営するものであり、工事については、難易度も高く技術的工夫の余地が大きいものであることから、構造上の工夫や特殊な施工方法を含む高度な技術提案を、維持管理・運営については、効率性等に配慮した技術提案を求めるものである。

このため、優先交渉権者の選定に当たっては、設計・施工及び維持管理・運営に関する技術力並びに提案価格を総合的に評価し、応募者の審査を行うものとする。

3 優先交渉権者選定の進め方

審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階で構成される。

第1次審査は、資格審査で、応募者の参加資格要件の確認を行い、その確認ができた応募者だけが第2次審査を受けることができる。

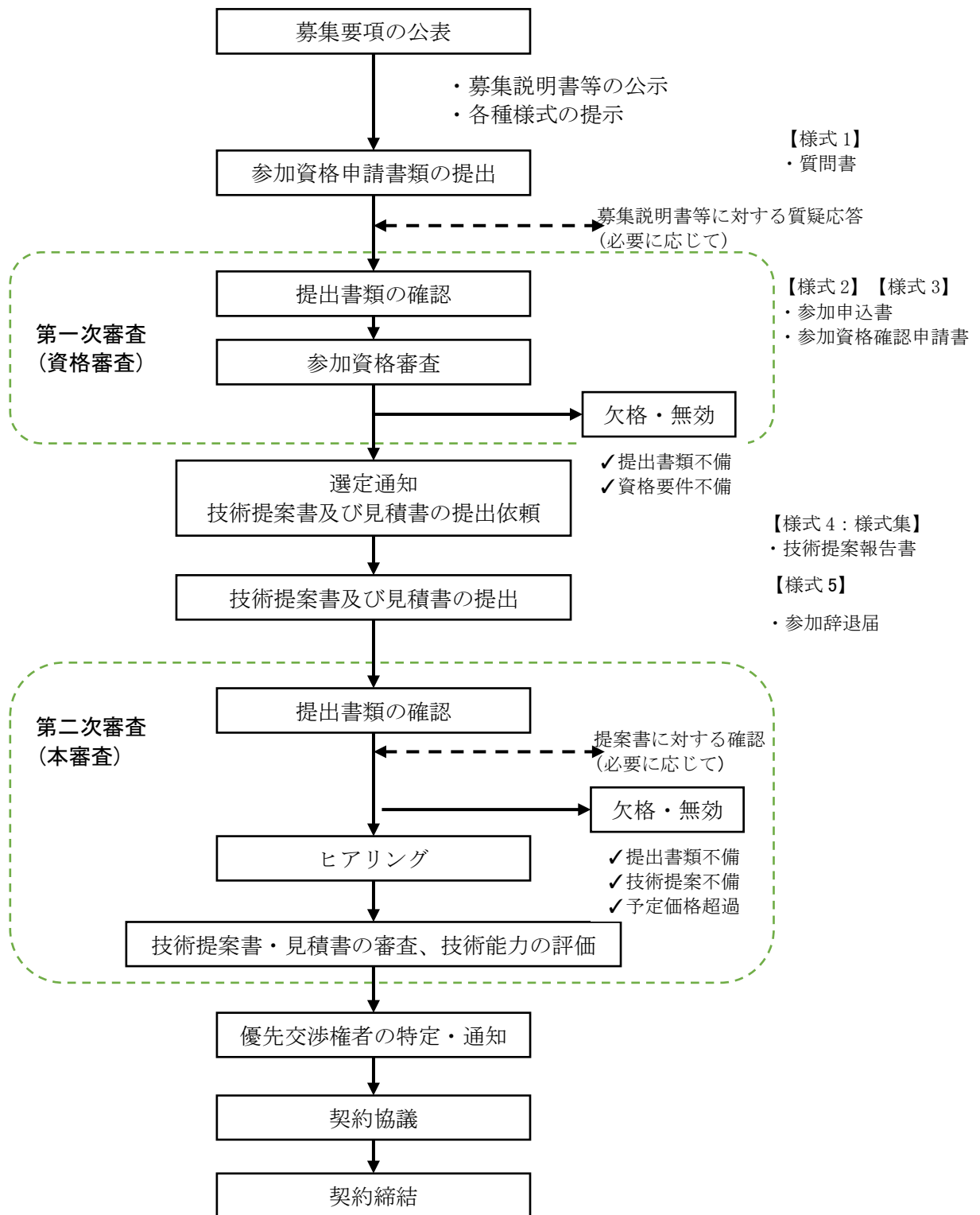
第2次審査では、「形式審査」、「価格審査」及び「非価格要素審査」を行う。

形式審査では、応募者の技術提案書が要求水準書等に規定された要求要件を満足するかの確認を行う。

非価格要素審査では、提出された技術提案について評価・点数化する。価格審査では、提案書に記載された金額が予定価格以下であることの確認を行う。

応募者が提出した技術提案に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（60点を上限とする。）（以下「技術評価点」という。）に最も建設費が小さい者を40点とし、以下最も小さい建設費に対する比率による配点（以下「価格点」という。）を加えた得点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。なお、第2次審査ではヒアリングを行う。

優先交渉権者選定の流れ及び各段階における審査内容を図表1に示す。



図表 1 契約締結までの流れ

(1) 第1次審査（資格審査）

応募者から提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書類に基づき、参加資格の有無について審査を行う。

(2) 第2次審査（本審査）

参加資格を得た応募者から提出された技術提案書及び見積書について、ヒアリングを行い応募者の提案内容を評価する。この前後において、提案書の内容について明確化したい場合、要求水準書の内容と提案書の内容で不明瞭な点がある場合等において、確認を行うことがある。提案書・ヒアリングを踏まえた内容確認の結果、提案の内容に重大な不整合があり、改善の見込みがないと判断する場合、また工事費及び委託費のいずれかでも予定価格を上回った提案は無効とする。

ア 形式審査

要求水準書等に規定された要求要件を満足できるか否かの審査を行う。以下に、形式審査における視点を示す。

① 応募提案書類の審査

- ・必要な書類がそろっているか
- ・書類間で整合しているか

② 技術提案書と要求水準書との適合性

- ・要求要件を満たした技術提案がなされているか
- ・要求要件及び契約条件を遵守しているか

イ 価格審査

提案書に記載された金額が予定価格以下であることの確認を行う。予定価格を上回った提案は無効とし、応募者は失格とする。

ウ 非価格要素審査

形式審査及び価格審査を通過した応募者を対象に、非価格要素提案書の提案内容を以下の5つの観点から評価及び点数化し非価格要素評価値を決定する。

- ① 施設計画に関する事項
- ② プラント性能に関する事項
- ③ 環境への配慮に関する事項
- ④ 施設運営管理計画に関する事項
- ⑤ 処理費用に関する事項

エ 総合評価による優先交渉権者の決定

総合評価の方法は、募集説明書等の公表時に示す評価項目等について応募者が提出した技術提案書に基づく技術評価点と価格点の合計をもって行う。

技術評価項目及び評価基準は、別表に示す。

優先交渉権者として決定するものについては、提案価格が予定価格以下の者のうち評価値が最も高い者とする。

4 審査委員会の設置

本工事の優先交渉権者の選定に当たり、透明性及び公平性を確保するため、審査委員会を設置している。

なお、審査委員会委員については、委員への不正行為目的の接触を防止するため、事後公表とする。

5 非価格要素審査の点数化方法及び評価値の算出方法

(1) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査における配点は 60 点とする。以下に示す、各評価項目の得点の合算を技術評価点とする。評価項目、評価項目ごとの配点、採点基準を以下に示す。

① 評価項目と配点

評価項目及び配点は別表のとおりとする。

② 評価項目の評価基準

各評価項目において、次に示す 5 段階により評価、点数化する。

判定	評価内容	点数化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	一定の評価ができる（標準）	配点×0.50
D	やや評価できる	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	配点×0

(2) 評価値の算出方法

応募者が提出した技術提案に基づき各評価項目を点数化した技術評価点と、予定価格以下で最も建設費が小さい応募者を 40 点とし、以下比率で求めた価格点の合計を評価値とする。

価格点 = 40 点 × (応募者中最も建設費が小さい建設費 / 建設費)

※ 小数点以下第 3 位を四捨五入

別 紙

評価項目及び配点

(技術提案非価格要素審査)

技術評価項目	配点	評価基準	評価点
施設計画に関する事項 施設配置計画、車両動線計画 設備配置計画、作業動線計画 景観、周辺環境との調和 施工計画 既設運転のための計画・仮設計画	15点	(評価点の算出方法) A 特に優れている →配点×1.00 B 優れている →配点×0.75 C 一定の評価ができる(標準) →配点×0.50 D やや評価ができる →配点×0.25 E 要求水準を満たす程度 →配点×0 (評価の視点) ①各審査項目に対応する技術提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ、実現可能なものであるかを評価の基本とし、一定の評価ができる場合、配点の50%を付与する。 ②より優れた提案と認める場合に、配点の残りの50%を優秀の度合いに応じて加点する。 ③一定の評価ができない場合には、その度合いに応じて減点する。 (注) 下水道投入量・助燃剤製造量及び処理費用については順位法とする。	点
プラント性能に関する事項 脱水汚泥含水率の設定・脱離液性状 脱水汚泥対策 下水道投入量(希釈倍率) 助燃剤製造量	10点		点
環境への配慮に関する事項 環境保全への配慮 脱臭設備の考え方と安定稼働への取り組み 省エネルギー・省資源化への取組 自然エネルギー等の利用	10点		点
施設運営管理計画に関する事項 運転管理を効率的で容易にする工夫や配慮 安全管理計画 保全管理計画	10点		点
処理費用に関する事項 維持管理費 運転経費・人件費	10点		点
地域経済への貢献	5点		点
配点計	60点		技術評価点計

備考 技術提案書の評価点は、小数点以下第3位を四捨五入する。